

ヘンリ2世と司法改革 I

—イギリス中世憲法における法の支配への道—

見玉 誠

要 旨

イギリス不文憲法は、中世以来、発達してきた歴史的形成物であるが、その根本原則は国王といえども法の下にあるとする「法の支配」である。「法の支配」の原則は、イギリス憲法の基礎と称される1215年の「マグナ・カルタ」（来年、2015年は成立から800周年となる）に伏在する理論であるが、本論文では「マグナ・カルタ」以前に遡り「法の支配」形成の史的背景を考察する。「法の支配」を支える法はイギリス特有のコモン・ローの法体系であるが、コモン・ロー発達の基礎を築いたのはヘンリ2世（在位1154—89）である。中世イングランドにおいて共通法としてのコモン・ローが形成されることになったのは、強力な君主、陪審制の成長、中央集権化された国王裁判所の三つの要素が相互に作用した結果であるとされる。それゆえ、本論文Iでは、最初にノルマン朝の中央集権的封建制とアンジュー朝初代国王のヘンリ2世即位当時のイングランドの状況と課題、次に1166年のクラレンドン法による司法制度への告発陪審制の導入の意義を論じる。なお、国王裁判所裁判官の巡回裁判と司法の中央集権化、コモン・ローと法の支配については、次号のIIで論考していく予定である。

〔キーワード〕 ヘンリ2世、司法改革、イギリス中世憲法

序

イギリス不文憲法は、中世以来、継続的に発達してきた歴史的形成物であるとする特異な性格を有するが、イギリス憲法が歴史上一貫して維持し発展させてきた根本原則は、「法の支配（rule of law）」の原則である。「法の支配」の原則は、イギリス憲法の基礎と評価された1215年の「大憲章—マグナ・カルタ（Magna Carta）—」の背後に既に内在された理論⁽¹⁾であるが、13世紀の法律家ブラクトン（Henry de Bracton, ?—1268）⁽²⁾の「国王は偉大である。

国王は、何人の下にあるべきではない。しかし国王といえども神と法の下にある」との言葉は、

-
- (1) マグナ・カルタの内容は、主として封建諸侯の利益を主張した中世的文書であるが国王ジョン（Jhon、在位1191—1216）の専横に法的拘束を試みた文書であり、その背後には「国王といえども法の下にある」とする「法の支配」の思想が横たわっていると解されている。
 - (2) ブラクトンは、法律家・聖職者であり、特に彼の著「イングランドの法と慣習法について（De Legibus et Consuetudinibus Angliae）」は、未完であるが中世イングランド法を体系的に論じた法書として有名であり、コモン・ローの発達に重要な影響を与えた。

その精神の真髓を表明したものとされる。「人の支配」ではなくて「法の支配」であるとするこのイギリス憲法の原則を基本的に支えた法が、ヨーロッパ大陸とは異なる独自の発達を遂げてきたイギリスのコモン・ロー (English common law) の法体系である。

最初にコモン・ロー発達の基礎を築いた人物は、アンジュー朝 (the Anjou 1154—1139)⁽³⁾ の最初の国王ヘンリ2世 (Henry II, 1133—89, 在位1154—89) であり、彼は「コモン・ローの父」と称されている。コモン・ローの形成は、次の三つの要素が相互に作用した結果であるとされる。三つの要素とは、第1に強力な君主、第2に陪審制 (jury system) の成長、第3に巡回裁判 (assize) を通じて、中央集権化された国王裁判所 (king's court) の制度⁽⁴⁾ である。

以上の点を踏まえて、本論文においては、上述の三つの要素について各々論述し、コモン・ローと「法の支配」との関係、及びイギリス憲法の発達の理論に論及したい。

1. ヘンリ2世の即位とイングランドの状況

イギリス憲法における「法の支配」の原則が形成されていく時代は、ヨーロッパの封建制が極盛を迎える時代であったことが注目される。ヨーロッパ封建制の特質は、ローマ教皇権の超国家的権力の下に最高封建君主としての国王が各諸侯を支配し、その封建関係が次第に下級臣

下に及ぶピラミッド型の政治秩序であったが、その主従関係は、理論上自由人との契約関係であり、君民双方の義務は双務的であった。それゆえ各諸侯の独立性が強く、封建国家は通常、権力分散的な構造を有していた。一方、イングランドの封建制は、1066年におけるフランスのノルマンディ公ウイリアム (William, duke of Normandy) によるイングランドの軍事的征服、いわゆる「ノルマンの征服 (Norman Conquest)」によりもたらされたものである。ウイリアムはノルマン朝 (the Norman 1066—1154) 最初の国王ウイリアム1世 (William I, 在位1066—87) として即位しフランス西部とイングランドにまたがる複合国家が成立⁽⁵⁾ するが、イングランドにおいては少数のノルマン人によって圧倒的多数のアングロ・サクソン人を支配しなければならないために、ヨーロッパ大陸とは異なる独特の中央集権的封建制の整備を推進していった。その一方、彼はアングロ・サクソン人の支持を得るためにアングロ・サクソン法をはじめとしてアングロ・サクソンの伝統や制度も積極的に継承してゆき、アングロ・ノルマン法 (Anglo-Norman law) と呼ばれる法が発達していった。

特にイギリス憲法史上、注目されるのはウイリアム1世が国王として即位する際、アングロ・サクソン時代の国王達と同様に、諸侯と人民の支持を獲得するために「戴冠の宣誓 (Coronation oath)」を行っていることである。この宣誓の内容において重要な点は、彼が全ての人々を正

(3) アンジュー朝は、アンジュー伯家が「えにしの枝 (plantagenista)」を紋章として用いたためにプランタジネット朝とも呼ばれるが、正式名はアンジュー朝である。

(4) Cf. Hunt Janin, "Medieval Justice: Cases and Laws in France, England and Germany, 500-1500", McFarland and Company, Inc., Publishers, 2004, p.74.

(5) ノルマン朝・アンジュー朝の国王達は、イングランドでは最高封建君主としての国王であったが、フランスにおいては身分上は一封建領主でありフランス国王の臣下の地位にあった。したがって、イングランド王国とノルマンディ領・アンジュー領などが単一国家として統合されることはなかった。

義と摂理により支配すること、正しい法を確立し保持していくこと、強奪と不正な裁判を絶対に禁じることを誓った⁽⁶⁾ことである。これは国王が自らに対して、法における義務を課することであり、「法の支配」を表明した初期の例として重要な意義を有する。「戴冠の宣誓」は、その後「戴冠憲章 (Coronation Charter) として成文化され、後に続くノルマン朝・アンジュー朝の国王達に継承されていくのであり、1215年、「マグナ・カルタ」を作成する際の反乱諸侯による国王の違反を批判する根拠の一つとなる。

ヘンリ2世が1154年にイングランド国王として即位した当時、イングランドは前国王ステイーブン (Stephen, 在位1135—1154) と王位継承権を争った女帝マティルダ (Empress Matilda, 1102—67) との内戦により、国王政府は弱体化しており、無政府状態に陥っていた地方もあった⁽⁷⁾。それゆえヘンリ2世の最初に行うべきことは、彼の祖父でありイングランドの法制度や行政制度の改革に尽力したノルマン朝第3代国王ヘンリ1世 (Henry I, 在位1100—35) の時代における王権の權威を回復して、国王政府の強固な組織・制度を再構築することであった。

ヘンリ2世は即位時21歳⁽⁸⁾であったが、既に熟練した政治家でありヨーロッパ社会でも有名な人物となっていた。彼は体力と健康に恵まれて行動的であると共に、高い教育を受けており

外交、軍事、法律問題等について実践的能力を有していたが、一方、学者としての素養も高かったとされる。また彼は、即位前に両親からフランスのノルマンディ公領、アンジュー伯領を相続し、婚姻によりアキテーヌ (Aquitaine) 公爵領を入手しており、フランス国王よりも広大な領地を得ていた。さらにイングランド国王として即位後、ウエールズ、スコットランド、アイルランド南西部を軍事的に制圧した。その結果、スコットランドからピレネー山脈に至るイングランド王国とフランスの領地から成る複合国家が現出し、彼はいわゆるアンジュー帝国 (Angevin Empire) の支配者となっていた。

以上のようにヘンリ2世は体力、知力、財力に恵まれており、彼に仕えた著述家・聖職者であったジェラルド・オブ・ウェールズ (Gerald of Wales, 1146—1223) は、彼を「幸運という素晴らしい引き立てにより微笑みかけられ」て即位したと描写しており⁽⁹⁾、また現在のイギリス憲法史家からも「不思議なほど」才能と幸運に恵まれた国王であり「時代の要求した人物」⁽¹⁰⁾であったと評価されている。おそらくヘンリ2世は、イギリス中世において最も偉大な国王であり、その後のイギリス及びヨーロッパの歴史に計り知れないほどの重要な影響を与えたと言われる⁽¹¹⁾。但し彼は、ノルマン朝・アンジュー朝の他の国王達と同様に基本的にフラ

(6) 但し「戴冠の宣誓」は、現代の選挙公約のようなものであり、実際にどこまでその内容を守るかは、国王自身の性格と状況次第であった。

(7) ヘンリ1世は、海難事故で後継者である長男を失ったために、彼の甥であるステイーブンと彼の長女であるマティルダとの間で王位継承についての争いが生じた。

(8) 当時は15歳ぐらいで既に成人とみなされていたので、21歳という年齢が若すぎるわけではない。

(9) Bryce Lyon, "A Constitutional and Legal History of Medieval England" 2ed, W.W. Norton and Company, 1980, p.226.

(10) Ann Lyon, "Constitutional History of the United Kingdom", Cavendish Publishing Limited, 2003, p.31. 但しヘンリ2世にも多くの短所があり、忍耐を欠くことや、制御できないほどの激怒に陥ることがよく知られており、このことが後に妻や息子達の反乱を引き起こす事になる。

(11) B.Lyon.op.cit.p.228.

ンス人⁽¹²⁾であり、フランスにおける領地の経営・維持に専念するために33年間の在任中、イングランドに滞在したのはわずか13年間であった。しかし、フランスにおける彼の広範囲に及ぶ関心事や行動にも関わらず、特にイングランドの法制度に対する関心は、コモン・ローの基礎を設定するなどイギリス法やイギリス憲法の発達に重要な転回点を与えたのである。

ヘンリ2世は、即位後イングランド王国とフランスの領地を軍事的に確保した敵対する可能性のある勢力の中立化を進めると共に、1160年の初頭から政府や行政制度そして法制度の改革・強化を開始した。但し留意すべき点は、彼の改革は決して全く新しい考え方や制度を用いる革命的な方法によるものではなく、祖父ヘンリ1世の行った改革の方法と同様に、古来から既に存在してきた制度を回復し保持しつつ、新しい状況に対応するためにこれらを修正・強化していくとする保守的な方法であった⁽¹³⁾。

ヘンリ2世は、ヘンリ1世と同じくイングランドとノルマンディの両方において、国王が不在であっても国王の代理として統治を行える最高法官(chief justiciar)⁽¹⁴⁾を任命し、直臣(tenant in chiefs)より忠誠の宣誓を得ている。そしてヘンリ2世は、前国王スティーブンの下で発生した国王政府が機能を停止するような事態を避けるために、たとえ有能な統治者がいなくても安定的に機能することが可能な政府や行政制度

そして法制度の改革や整備を推進していくのである。

特にヘンリ2世の統治方式の特色は、王権による裁判を通じての統治の強化、すなわち国王裁判所による裁判の効率化と中央集権化による統治である。彼が最初に行うべき司法上の改革は、刑事法の領域であった。その理由は、ヘンリ2世が即位した当時、前国王スティーブン時代の混乱の中で治安が極度に悪化していたからである。例えば、内戦により国王派と反国王派の両者により雇われていた傭兵が賃金を支払われぬまま解雇された結果、彼らによる強盗などの犯罪が多発していたとされる。

ここで当時の、1066年の「ノルマンの征服」以来形成されてきたアングロ・ノルマン法の状況を概観すると、ノルマン人は神判(ordeals)⁽¹⁵⁾や法外追放(outlawry)⁽¹⁶⁾を含むアングロ・サクソン法の制度の多くを継承している。注目すべき点としては、障害や死亡に至る重大な法律

(14) chief justiciar または単に justiciar は、ウィリアム1世の時代以来、国王がイングランドから不在中、国王を代理するために設けられていた官職である。後に国王の不在とは無関係な恒常的な官職となる。chief justiciar は、その職務内容、そして統治作用が正義をなす、すなわち裁判と観念されていたところから最高法官と訳されている。

(15) 神判は、中世ヨーロッパ時代に広く用いられた刑事裁判の方法で、神は無実の者を救済するまたは奇跡を起こすという思想に基づき、神の意志(The Will of God)により無罪か有罪かを判断する。様々な種類があったが熱湯神判(ordeal by hot water)、熱鉄神判(ordeal by hot iron)、冷水神判(order by cold water)などが主なものである。12世紀以降、神判にはキリスト教会がかかわることが禁止され、またより合理的な真実の証明方法が発達するとともに廃れていった。

(16) 法外追放は、法益剥奪とも訳される。時代とともにその意義は変化していくが、アングロ・サクソン時代には、重い刑罰の一種であり法による身体の安全、財産の保証などすべての法上の利益を失い、法的に死亡したものとみなされた。

(12) ヘンリ2世を含むノルマン朝・アンジュー朝の国王達にとって最も重要な領地はフランスの領地であり、イングランドは財政上の支援を行う彼らの後背地または基地に過ぎなかった。イングランドの住民が真のイングランド国王を持ったと感じたのは、エドワード1世(Edward I, 在位1272—1307)であったとされる。これはイギリス史の特異な点である。

(13) G.W.Barrow, "Feudal Britain—The Completion of the Medieval Kingdoms 1066—1314", Edward and Arnold (Publishing) L.T.D., 1962, p148.

違反が単なる個人または個人の血縁者に対する私的な意味での犯罪というのみならず、それは社会全体に対する犯罪であるとするアングロ・サクソン人の法理論を受け入れていることである。その一方、ノルマン人は、アングロ・サクソンの神判に加えて決闘裁判 (trial by combat or battle)⁽¹⁷⁾を導入している。さらにノルマン人は、証人により宣誓された証拠 (sworn testimony) の重視、婚姻や遺言そして聖職者に関連する事件は教会法 (cannon law) に委ねることなどの法理論をもたらしている。また国王の狩猟用鳥獣 (games) の密猟や樹木の伐採を防止するために狩猟法 (game law) を含む新しい林野法 (forest law) の法体系も制定している⁽¹⁸⁾。

この様なアングロ・ノルマン法の形成状況の中で、前述したようにヘンリ2世の最初の関心事は治安の回復であったが、当時のイングランドにおける犯罪に対する治安維持の手段と刑事裁判の方法は、おおよそ次のようなものであった。アングロ・サクソン時代のクヌートの法典 (Laws of Cnut)⁽¹⁹⁾の下では、10歳以上のすべての男子は「十人組 (tithing)」に属し、個々人の行為・行動について相互に責任を持たなければならないとする隣保組織が存在していたが、この制度はノルマンの征服後、やはり「十人組 (frankpledge—free pledge)」と呼ばれる

制度へと発達していった。しかし「十人組」や教会の宗教的権威に基づく社会的圧力だけでは、重大な犯罪の発生を抑制することは困難であった。

また犯罪を犯したとされる者は、次に掲げる裁判所の一つで裁判を受けることになっていた。封建領主の支配下にある荘園裁判所 (manorial court) やその他の領主裁判所 (seigniorial court)、道徳上の問題や聖職者 (the clergy) の犯罪を取り扱う教会裁判所 (church court)、アングロ・サクソン時代より続いている公共裁判所 (public court) である州裁判所 (county court) 及びハンドレッド裁判所 (hundred court)、そして王権による国王裁判所 (king's court) があった。さらにウィリアム1世によって制定された特別的林野法が適用される広大な林野地域内で犯された犯罪を取り締まるための林野裁判所 (forest court) があった⁽²⁰⁾。すべてのこれらの裁判所の管轄権の多様性、適用する法と手続そして刑罰の相違は、相互の整合性の欠如や矛盾の問題を発生させていた⁽²¹⁾。

(17) 決闘により原告と被告のどちらの申立が正しいか、または告発された刑事事件について有罪か無罪かを決定する裁判の方法。神は正義を勝利させる、力による正義、自力救済など中世的思考に基づいている。

(18) H.Janin, op.cit, p.67.

(19) クヌート (994?—1036?) はアングロ・サクソン人ではなくデーン人であり、1017年にイギリス全土の国王となる。クヌートの法典 (1029—34年頃に制定) には彼より以前のアングロ・サクソンの諸国王の法典の規定の多いことが指摘されている。

(20) なお法と裁判所の相違の問題に関しては、特に世俗の法に基づく通常の裁判所と教会法に基づき懺悔により霊的な処罰を導き出す教会裁判所との相違が浮き彫りになった。これに関しては王権により教会の裁判権の制限を試みた1164年のクラレンドン制定法 (Constitutions of Clarendon) が制定されるが、ヘンリ2世とカンタベリー大司教トマス・ベケット (Tomas Becket) との対立が深まり、1170年にヨーロッパ・キリスト教社会を震撼させるベケットの暗殺事件が発生する。中世における教皇権と王権、教会法と世俗の法の二元論と対立は、それ自体非常に大きな問題であるが、広大且つ複雑なテーマであるために本論文では扱わない。

(21) 州奉行は、アングロ・サクソン時代に起源を持つ、地方の役人である。州 (shire) の長であるが同時に国王の代官でもあり、当時の州において司法、行政、財政などの広範囲の権限を有する最高位の地方役人であった。

以上のような状況の中でヘンリ2世は、イングランドの裁判所により統一性を持たせ、裁判所間の重複や混乱を最小限とし、裁判の迅速性や効率性そして一貫性の実現を強く望んでいた。そのためには国王の裁判権を拡大し、人々が国王裁判所でより容易に裁判を受けられる制度が必要とされていたが、それは同時に地方の州奉行 (sheriffs) や領主の権力と裁判権を削減して、これらの権力を国王に集中していくことを意味していた⁽²²⁾。

2 クラレンドン法と告発陪審制の導入

ヘンリ2世は、王権に基づく国王裁判所の強化を目的として1166年初頭にクラレンドン法 (the Assize of Clarendon)⁽²³⁾を制定した。同法は、イギリス法制史において最も重要な成文法の一つであると評価されており、イギリス憲法史家のスタブズ (W. Stubbs) をはじめ多くのイギリス法制史家は、クラレンドン法がイギリスの司法の転回点となり、イギリスの裁判所制度に大きな変化をもたらしたと指摘する⁽²⁴⁾。

ヘンリ2世はクラレンドン法において、巡回裁判官 (itinerant justices) に対する多くの命令 (ordinances) を規定しているが、それらの中で最も重要な点は告発陪審 (jury of

presentment [indictment]) の設定であり、この制度は最終的にはイギリスの刑事裁判所 (Crown Court) の陪審制へとそしてアメリカ合衆国の大陪審 (grand jury) へと発達していった。クラレンドン法の被疑者に対する規定の内容は、次のようなものである。イングランド王国の各州において、各々のハンドレッドから12名の適法な者 (the more lawful men) と、各々の村 (vill)⁽²⁵⁾から4名の適法な者を選出し、彼らは宣誓の上、現国王の統治が開始されて以来、強盗、殺人あるいは窃盗を行ったとされる被疑者の名前、あるいはこれらの被疑者をかくまったとされる者の名前を提出しなければならない。これらの被疑者は、その身分にかかわらず—農奴 (serf) と同じく自由人—も王権による裁判の対象者となり、逮捕された後、水神判 (ordeal of water)⁽²⁶⁾による裁判を受けることとなる。一方、州奉行は告発を受けるが、彼自身は告発された被疑者に対していかなる裁判も行えず、単に被疑者が陪審員の面前で審理を受けるまで、逃亡などを防止するためにその身柄を拘束し確保して置かねばならない。また、告発陪審によって被疑者とされた者に対して、他のいかなる裁判所も裁判権を行使することは出来ない。告発された被疑者の他の犯罪について、たとえ各慣習法に基づいて別の裁判を行うことが可能であったとしても、すなわち彼らが他の私的裁判所で裁判を受ける権利を有している可能性があるとしても、すべての被疑者は告発陪審の手續に従うために陪審裁判を行う場所を提

(22) Cf. A.Lyon .op.cit.P,32-3.

(23) assizeという言葉は、様々な意味で用いられており混乱を招くことがあるが、ノルマン・フランス語の *asseoir* すなわち *to sit at* がその起源である。したがって本来、会議を意味しさらにその会議で制定された成文法—クラレンドン法などを意味する。その他の意味に関しては英米法辞典等を参照すること。なおクラレンドンは、イングランド南部Wiltshireの国王の狩猟地の地名。ヘンリ2世はそこにある館で重臣達と法律や政治問題等をよく議論をした。

(24) Cf. H.W.C.Davis, Revised, William Stubbs, "Select Charter and Other Illustration of Constitutional History", Oxford at the Clarendon Press, 1957, p.167.

(25) villとは中世イングランドにおいて、ハンドレッドの下位にある最小の行政単位。

(26) 水神判は、慣習的な裁判の方法であり、深く掘った穴 (pit) に水を満たし、その水を聖職者が清めた後に被疑者を投入し、沈んだ場合は無罪、浮かんだ場合は有罪と—純粋な水は罪なき者を受け入れ、罪のある者を排除する—判断する。

供する州裁判所に出廷することが要求される⁽²⁷⁾。

クラレンドン法における告発陪審の手續に関して注目すべき点は、上述したように陪審員によって告発された被疑者は、水神判を受けることである。水神判により有罪となった者は片方の下脚を失い国外追放となる。しかし水神判においてたとえ無罪となった者でも、特に反社会的行為などで「悪評が高い者」は国外追放となっていることである。水神判において無罪となった者が国外追放の刑罰を受けるということは、ヘンリ2世やその当時の他の裁判官等が水神判その他の神判に見られる単なる偶然性とその不合理性から、神判を信頼しなくなってきていたからであると歴史家・法制史家により広く解されている⁽²⁸⁾。

しかしヨーロッパ中世の神判の研究者であるバートレット (R. Bartlett) は、クラレンドン法に触れつつ、神判に関するそのような解釈は明らかに誤った概念に基づいていると批判する。バートレットによると、中世の人々にとって神判とはキリスト教の「神による判定」であり、神判を取り巻く儀式の荘厳さという事実があり、より一体化され絶対的なものとして行使されていたことを理解しなければならないとする。強調しなければならない点は、神判は司法手續の一つとして使用されており、裁判手續に組み込まれている一つの制度であるとする。9世紀のヨーロッパ大陸のフリジアとサクソニー (Frisia and Saxony) の国境地帯において成立したフランク人の法 (802年頃のFranco-Chamavian law) においても、被疑者に対する神判による有罪・無罪の判定と、無罪になって

もその後の裁判手續が定められているなど、クラレンドン法と類似していることが明らかであると指摘する。そこにはたとえ神判で無罪となったとしても、悪評や悪事により告発を受けるような者は、その性格上の欠陥・汚点から解放されるわけではないから、さらに処罰を要するとする思考が存在すると論じられる。それゆえバートレットは、12世紀の全ヨーロッパの裁判において神判の記録が非常に多く、著名な憲法史家メイトランド (F. W. Maitland) でさえもジョン国王 (John、在位1199—1216) の時代の神判の繁栄ぶりを認めていると指摘している⁽²⁹⁾。確かにクラレンドン法において、神判を完全に否定しているわけではなく、むしろこれを裁判手續としていること、またクラレンドン法の補充法として制定された1176年のノーザンプトン法 (the Assize of Northampton)⁽³⁰⁾ においても同じく神判を用いていることなど、検討すべきである。

しかし教皇イノセント3世 (Pope Innocent III、在位1198—1216) は、1203年に教会側の観点—教会法との整合性や聖職者が被疑者から賄賂を受け取るなど—から火と水による裁判すなわち神判を批判し、1215年のローマでの第4回ラテラン宗教会議 (the Fourth Lateran Council) において聖職者が神判にかかわることを禁じ

(29) Cf. Robert Bartlett, "Trial by Fire and Water—the Medieval Judicial Ordeal—", Clarendon Press · Oxford, 1986, p.68~9. なおバートレットが指摘しているメイトランドによる神判についての記述とは、F. Pollock and F. W. Maitland, "the History of English Law before the time of Edward I", 2 vols, ed by S. C. Milson, Cambridge, 1968, を参照のこと。

(30) ノーザンプトン法においては、告発すべき犯罪の種類として放火と貨幣偽造が加えられている。またクラレンドン法の刑罰である片方の下脚切断と国外追放に対して、さらに右手切断を加えてある。

(27) O. F. Robinson, T. D. Fergus, W. M. Gordon, "European Legal History—Sources and Institutions—", Butterworths, 1994, p.132~3.

(28) Cf. B. Lyon, op.cit, p.296.

た。ローマ教会の後ろ盾すなわち神聖性と超自然性を失った神判は、13世紀において急速にその存在意義を失っていく⁽³¹⁾。

陪審制はヘンリ2世の時代においてより重要な制度となっていくが、12世紀の陪審制が現在の陪審制とは非常に異なるものであることは明らかである。告発陪審は、陪審員の前に提出された証拠のみで決定を行う（評決）機関というよりも、むしろ証拠の収集と調査を行う機関である。すなわち、陪審員が以前から有していた知識（犯罪を犯したと噂される人物）に基づき、証拠の収集と調査を行い告発する機関であると言える。現在のようないくつかの刑事事件におけるような小陪審（petty jury）による陪審裁判（trial by jury）への発達は、13世紀まで待たねばならない。しかし告発陪審は、アングロ・サクソン法において用いられた雪冤宣誓（compurgation）⁽³²⁾における宣誓補助者（oath-helper）のように原告側または被告側と密接なそして利益上の関係がある者が呼ばれて宣誓を行うのではなく、少なくとも理論上は、個人的な関係や利益上の関係の全くない第三者が陪審員となる点においてより公平であることは評価できよう⁽³³⁾。いずれにせよ告発陪審は、裁判に陪審制を用いるという新しい試みににより、英米法の特徴となる陪審制発達の端緒となったのである。

(31) Cf. Goldwin Smith, “A Constitutional and Legal History of England”, Dorest Press · New York, 1990, p.100.

(32) 雪冤宣誓とは、古代ゲルマンからの証明方法であり、訴訟当事者が宣誓を行い、これに対して決められた数の雪冤宣誓者または宣誓補助者が、訴訟当事者を支持することを各人が形式に則り宣誓することにより、訴訟当事者に責任がないことを証明する方法であり、近代の証人とは異なる。イングランドではアングロ・サクソン時代から用いられてきたが、ヘンリ2世時代から衰退していった。

(33) A.Lyon, op.cit, p.33.

長年イギリス人は陪審制をイギリスに起源があると信じ、彼らの誇りとするものであり「イギリスの自由の守護神（palladium of English liberties）とか「英国憲法の砦（bulwark of the British Constitution）」と呼ばれてきた。しかしメイトランドは、イギリス人が陪審制を誇りとすることは当然であるとしつつも、その起源がフランスにあること、一般民衆から発達したものでなくむしろ国王側から与えられたもの、自由の象徴というよりもむしろ「ノルマンの征服」による強制であると指摘する⁽³⁴⁾。陪審“jury”という語は、法廷における宣誓（oath）“jure”または「宣誓した上で」を意味する“jurati”というフランス語に由来している。ノルマン人は陪審制をフランク人の帝国から受け継いでおり、さらにそれはローマ時代に遡ることができるとされる。陪審制は本来、司法に限定されずに、フランク人の国王によって命令を受けた者たちが、宣誓の上での審問（inquests）を受けるという行為に端を発している。すなわち、一団の者が宣誓を行った上で、ある真実の情報を提供することが求められていた⁽³⁵⁾。この制度が、ノルマン人によって1066年の征服により直接イングランドに導入されたのである。ノルマン人は、適法な者の宣誓による審問、すなわち陪審をイングランドの各地方における様々な情報を収集するために活用している。例えば、イングランド征服後の課税を目的として1086年に完成した有名な「ドームズデイ・ブック（Domesday Book）」の作成においても、全国

(34) F.D.Maitland and F.C.Montague “A Sketch of English Legal History”, G.P.Putnam’Sons, 1915, p.45-6.

(35) Cf. George Burton Adams, “Constitutional History of England” revised by R.L.Schuyler, Jonathan Cape Thirty Bedford Square, London, 1956, p.86.

の検地を行うために地方の住民に対して宣誓した上で審問による調査を行っている。ノルマン朝・アンジュー朝の国王に任命された役人は、地方を巡回しながら国王政府にとって重要な地方の情報—州奉行の職務執行の状況、王権に関連する税に対する納税状態など—を住民に宣誓させた上で情報の収集を行った。それゆえ注目すべき点は、初期の陪審とは、特に司法上の意味はなく、単なる王権の道具であり行政上の手段に過ぎなかった⁽³⁶⁾。

ヘンリ2世は、宣誓の上で行う審問（陪審制）を多くの目的で使用している。第1に、上述したように、司法とは無関係の行政上の質問に対する答えを得るためである。第2に陪審制は、他の機能を行使するようになっていく。それは土地の占有権の争いなど民事事件における人民間訴訟（common plea）において事情を知る者から情報を集めるための効果的な方法として用いられるようになっていく⁽³⁷⁾。第3にヘンリ2世と彼の裁判官達は、新しくそして重要な方法に陪審制を用い始めた。すなわち彼らは、王権の支配下に、犯罪を行った疑いのある者を捕らえておくための方法として宣誓と審問を用いたのである。国王と裁判官達は、告発または告訴する義務に基づき行動する陪審制を国王裁判所制度の中に確立したのであり、そのための立

法がクラレンドン法であった。

クラレンドン法の規定した陪審制における「告発」制度の起源に関しては、議論のあるところである。憲法史家のメイトランドは、告発についてはアングロ・サクソン法の「十人組」のかすかな影響が見受けられかもしれないが、ほとんどがヘンリ2世と彼の裁判官達によって創作された新しい制度であるとの見解を有する⁽³⁸⁾。しかし他の研究者は、10世紀後半のアングロ・サクソン法の中に、公的な生活において犯罪行為を行っている者について情報を提供する制度についての規定があり、これがクラレンドン法の告発に類似していると指摘する。両者のいずれの見解が正しいかを断定することは困難であるが、しかしアングロ・サクソン法の中には、クラレンドン法のような陪審による告発などの法手続等が定められていないなどの理由により、メイトランドの意見を取った方がより安全であろう⁽³⁹⁾。

以上ヘンリ2世と彼の裁判官達は、クラレンドン法によりイングランドの裁判手続に告発陪審制という新しい制度をもたらし、それはイギリスの司法制度の転回点となると共に、後のイギリス法・イギリス憲法の発達に計り知れない影響を及ぼすこととなる。

以下は次号

(36) G.Smith, *op.cit.* p.96.

(37) B.Lyon, *op.cit.* 289.

(38) Cf. F. W. Maitland, "The Constitutional History of England", Cambridge at the University Press, 1961, p.127.

(39) Cf. James Masschaele, "Jury, State, and Society in Medieval England", Palgrave Macmillan, 2008, p.47.